

業務委託契約書

委託業務の名称　　自動滅菌装置保守点検業務委託

委託場所　　秋田県秋田地域振興局建設部 岩見ダム管理事務所
秋田県秋田市河辺三内字財の神国有林地内

履行期間　　令和8年4月1日から令和9年3月31日

業務委託料　　委託料 ○○○○円
(うち消費税額及び地方消費税額 ○○○○円)
月額 ○○○○円
(うち消費税額及び地方消費税額 ○○○○円)

契約保証金　　○○○○円
秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除（※免除の場合）

頭書業務の委託について、

委託者 秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸 を甲とし

受託者 を乙とし

別紙の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-2
秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸

乙

(総則)

第1条 乙は特記仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という）をもって、頭書の委託業務（以下「委託業務」という）を頭書の履行期間（以下「履行期間」という）に実施するものとする。

2 前項の「特記仕様書」に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

(委託業務の処理方法等)

第2条 乙は「特記仕様書」により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

(作業用器材の負担区分)

第3条 委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、すべて乙の負担とする。

(責任者の選任)

第4条 乙は、この契約締結後速やかに連絡責任者を定め、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(検査)

第8条 委託業務は毎月1日から末日までの一月を履行期間の区切りとし、乙は、この一月に履行した委託業務完了届（月別）を翌月10日までに甲に提出しなければならない。ただし、令和9年3月においては、3月31日に委託業務完了届（月別）及び委託業務完了届を提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了届（月別）を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、各種報告書及び履行内容等について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

(業務委託料の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を月額で請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならぬ。

3 甲は業務委託料を前条に定める毎月の履行期間ごとに月額で支払うものとし、業務委託料に変更が生じた場合は、令和9年3月の履行期間における支払額を変更して精算するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を甲に請求することができない。

- 一 乙がこの契約に違反したとき。
 - 二 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - 三 乙が契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - 四 乙から契約解除の申出があったとき。
 - 五 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - 六 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - 七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 八 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - 九 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は解除部分に対応する10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。この場合において乙が契約保証金を納付しているときは、甲はその契約保証金を違約金に充当できるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第14条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、甲は、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。